

支部と本人控え用はコピーをおとりください。
 〈東京土建〉**どけん火災共済・地震共済申込書** (兼 口座振替依頼書)

私は、どけん火災共済・どけん地震共済の重要事項説明を了承し、下記の通り申込みます。

組合員欄	支部No.	分会No.	組合員No.	支部名	申込区分	
					新規 更新 変更 解約	
申込日	西暦	年	月	日	生年月日	現住所
組合員氏名	フリガナ				西暦・大正昭和・平成	〒 TEL
					年 月 日	

物件番号	物件名義人	続柄	物件住所				
	(才)	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 他()	〒	TEL			
共済目的	建物用途	延床面積	発効日(西暦)	住宅	家財	合計	共済掛金
<input type="checkbox"/> 自家 <input type="checkbox"/> 借家 (借りている・家財のみ) <input type="checkbox"/> 貸家※ (貸している・住宅のみ) <input type="checkbox"/> 別棟・別荘※ <input type="checkbox"/> 新築・増築(住宅のみ)※ <input type="checkbox"/> 作業場(住宅のみ)※ <input type="checkbox"/> 事務所(住宅のみ)※	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 ★用途別に面積を記入	居住部分 坪() m ² 作業場 坪() m ² 事務所 坪() m ² 合計 坪() m ²	火災 年 月 日 地震 年 月 日	□ (上限200口) □ (上限40口)	□ (上限40口)	(50口以上)	円
満期日(西暦)			建物区分		合計掛金		
年 月 日			<input type="checkbox"/> 木造等 <input type="checkbox"/> 鉄筋		円		
★鉄骨の場合は耐火確認が必要							
支部入金日	年 月 日	返金の場合のみ記入	<input type="checkbox"/> 支部 <input type="checkbox"/> 登録済口座	取扱者			

※添付書類があります。

金融機関提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収加)

支部番号	組合員番号(右づめ)
組合員氏名	
委託者名	東京土建一般労働組合どけん共済会
料金等の種類	共済掛金等 委託者コード 002266
代金回収受託会社	みずほファクター株式会社

私は、左記団体から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を承認の上、依頼します。(自動払込みの場合を除く)
 ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

預金口座振替規定 (ゆうちょ銀行を除く)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休業日の場合は翌営業日)に預金口座から引落しのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間に渡りどけん共済会から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものととして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

(お願い)
 記載内容に不備がありましたら、右の該当項目に、印をつけ、下記へご返送下さい。
 ○不備返送先 〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号
 みずほファクター株式会社 決済事業本部

金融機関使用欄		
検印	印鑑照合	受付印

不備返却事由	1. 預金取引なし 2. 記載事項相違 (店名、預金種目、口座番号、口座名義(備考))	3. 印鑑相違 4. その他 ()
--------	---------------------------------------------------	--------------------------

振替日・払込日 26日
 (金融機関休業日の場合は翌営業日)

**金融機関お届け印を
 押印して下さい。**
 (訂正箇所にも押印が必要です)

払込先口座番号	00130-1-14403
払込先加入者名	みずほファクター株式会社

預金口座(ゆうちょ銀行除く)	銀行・組合 金庫・農協	店 出張所	金融機関コード	支店コード
	総合(普通)・当座			
	フリガナ	右づめでご記入下さい。		
	氏名	お届け印		
	口座名義人			

種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	番号(右からつめてご記入下さい)
1	6	6	3 0 1 0
	フリガナ	お届け印	
	氏名		

安い掛金
 幅広い保障

どけん火災共済

火災なら **最高6,000万円** + **臨時費用15%** (上限200万円)



自然災害なら **最高450万円** + **臨時費用15%**

- 加入するだけで、火災以外の自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水なども幅広く保障。
- 66%以上の焼損で全焼扱いになります。
- 組合員の声を反映し自然災害での付属物の損害も5万円を上限に給付算定に加えます。

地震が原因の火災被害は
 地震共済での保障となります
 生活再建の備えとして、
 地震共済にも加入しましょう



仲間の助け合い /
万が一の火災・地震に備えよう

被災時の
 生活再建に

どけん地震共済

地震・噴火が原因なら **最高1,200万円**



- 大規模震災などで罹災証明書の発行が遅れている場合は一定額の仮払金を支払います。他にはないどけん地震共済だけの制度です。
- 再共済として海外の保険マーケットにリスクを分散しているため首都圏の大規模震災にも対応した安心運営です。

火災共済・地震共済重要事項

【被害に遭われたら】
 加入物件が被害に遭われたら、すぐに所属の支部またはどけん共済会へご連絡ください。現場調査時に被害状況が確認できない場合(修理済など)は、給付できませんので、ご注意ください。
 また、共済金の請求期限は、事由発生日から1年です。
【給付対象とならないもの】
 建物内に収容されていない家財、美術品・貴重品・通貨・記録物等、商品、植物生き物、125ccをこえる自動車、商品・什器・事業用の家財、盗難されたもの、その他規定細則による。
【鉄筋・木造等の区分】
 鉄筋コンクリートの建物は「鉄筋」、それ以外の鉄骨または木造の建物は「木造等」の区分となります。鉄骨住宅で1時間以上の耐火建築物であることを公的な書面で確認できる建物は「鉄筋」として加入できます。建物区分を誤って加入していた場合、給付金が半分になることがありますのでご注意ください。
【組合脱退に伴う取扱い】
 組合脱退後は、火災共済、地震共済とも契約更新はできません。(直近の満期までは契約を継続できます。)
【通知義務】
 契約物件が空き家になった場合や、使用状況・所有者が変わった場合などは、その時点で届け出が必要です。届け出がされずに被害に遭った場合、給付できませんのでご注意ください。

【他の保険や共済に加入されている方へ】
 どけん火災共済及び地震共済は、労働組合の自主的な共済として仲間の助け合いを目的に運営・給付をおこないます。しかし、それにより、他保険等で給付されない場合がありますのでご注意ください。
【個人情報の取扱いに関する説明事項】
 1 契約に関する個人情報、共済契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)及び、各種サービス、他の共済制度等の案内のために利用します。
 2 契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)に必要な範囲において、また共済制度の健全な運営確保と不正請求防止のため契約内容、事故内容、共済金請求に係る個人情報を組合役員・書記局(本部・支部など)及び「第三者」に提供することがあります。上記「第三者」とは、共済事故の関係者、共済団体・損害保険会社、共済事故損害調査会社、修理業者、金融機関、医療機関、官公庁等をいいます。

※詳細は、加入証書に同封する「火災共済・地震共済のしおり」をご覧ください。
 お問い合わせは所属支部または東京土建どけん共済会 ☎03-5332-3975
 どけん共済会 Webサイト



どけん火災共済の保障

火災等共済金



被害の程度	焼破損割合	支払い額
全焼	66%以上	1口10万円の 全額
その他	66%未満	1口10万円を限度とした標準価格

※電気製品の落雷被害は30万円が限度。
 ※第三者加害行為は損害額が1万円以上のもの。
 ※建築中の建物は出来高に応じた割合による。

+ 臨時費用 上限**200万円** 支払い共済金の**15%**

諸費用共済金

	支払い額
持ち出し家財共済金	契約額の20% 上限 100万円
失火見舞費用共済金	契約額の20%(1世帯40万円) 上限 100万円
漏水見舞費用共済金	契約額の20%(1世帯15万円) 上限 50万円
修理費用共済金	契約額の20% 上限 100万円
風呂の空だき	風呂釜の損害 2万円 風呂釜と浴槽の損害 5万円 構造(設備)上の付帯工事が必要とする損害 30万円
住宅災害死亡共済金	契約者 2万円 親族1人 1万円

自然災害等共済金

暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょうによる損害

給付区分	損害の程度	1口当たりの認定額	給付限度額
全壊・流失	破損割合50%以上	45,000円	450万円
大規模半壊	破損割合40%以上	25,000円	250万円
中規模半壊	破損割合30%以上	20,000円	200万円
半壊	破損割合20%以上	15,000円	150万円
準半壊	破損割合10%以上	10,000円	100万円
部分壊1級	破損割合10%未満かつ損害額100万円以上	4,000円	52万円
部分壊2級	破損割合10%未満かつ損害額50万円以上	2,000円	26万円
部分壊3級	破損割合10%未満かつ損害額20万円以上	1,000円	13万円
部分壊4級	破損割合10%未満かつ損害額20万円未満	500円	6万5千円
床上浸水	破損割合10%未満の床上浸水	1,000円	20万円
床下浸水	床面に至らない浸水で、消毒または汚泥の除去を実施したもの	500円	2万円

※破損割合は損害額を延べ坪に1坪あたりの最大共済金を乗じた額で除したものとします。

※異なる複数の被害を受け、先に受けた損害を修復していない時は1回の被害とみなします。

※1回の災害で異なる給付区分の損害が発生した場合は認定される給付区分のうち、大きい限度額の方を給付上限とします。

+ 臨時費用 支払い共済金の**15%**

地震災害見舞金

地震・噴火またはこれらによる津波の損害

被害の程度	1口あたりの保障額	支払い限度額(住宅)	支払い限度額(家財)
全壊	10,000円	100万円	20万円
半壊	5,000円	30万円	10万円
一部損壊	1,000円	5万円	3万円

※組合員本人居住の1物件のみ対象

※損害区分(被害の程度)は自治体の「罹災証明」による。

どけん地震共済の保障

地震共済金

- 地震共済は被災後の生活を再建するための共済です。
- 地震が原因の火災被害は地震共済での保障となります。
- 地震、噴火またはこれらによる津波によって、共済の目的たる建物または共済の目的たる家財を収容している建物が損害を受けた場合、自治体からの罹災証明書にもとづいて給付します。
- 住宅・家財の合計口数に対しての給付となります。
- 罹災証明書の発行が遅れている場合は、応急危険度判定(危険・要注意)により仮払金を支払います。
- 家財のみの給付申請にも罹災証明書が必要となります。
- 甚大な被害により支払共済金の総額が30億円を超える場合は、契約口数に応じた減額給付になります。

損壊区分(罹災証明書による)	1口あたりの保障額	240口加入の場合の支払い額
全壊	50,000円	1,200万円
大規模半壊	25,000円	600万円
中規模半壊・半壊	15,000円	360万円
準半壊・一部損壊	1,500円	36万円 (かつ一部損壊は実損額まで)

どけん火災共済

組合員または組合員と生計を同じくする二親等以内の親族(以下組合員等)が所有している住宅・家財に加入できます。
 加入時、給付事由が発生していないことを確認して下さい。

住宅

- 持ち家を他人に貸している
- 元請負人として新築・増築中
- 事務所・作業場

住宅+家財

- 持ち家に住んでいる
- 別棟・別荘
- ※家財だけでも加入できます

家財

- 借家(賃貸住宅)に住んでいる

住宅の加入基準(木造等1口60円・鉄筋等1口30円)

居住面積	加入限度	最大保障額	年掛金	
			木造等	鉄筋等
20坪	160口	1,600万円	9,600円	4,800円
30坪	240口	2,400万円	14,400円	7,200円
40坪	320口	3,200万円	19,200円	9,600円
50坪以上	400口	4,000万円	24,000円	12,000円

住宅の加入上限と最大保障額

※1つの建物で400口をこえる加入はできません

自家・貸家 新築・増築	坪数 × 8口 かつ 400口 まで (一坪80万円保障) (4,000万円保障)
別棟・別荘	坪数 × 8口 かつ 100口 まで (一坪80万円保障) (1,000万円保障)

家財の加入上限と最大保障額

※別棟・別荘は100口が限度。複数物件に加入する場合、一帯の合計は400口が限度。

契約者の年齢	居住者数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	50口 (500万円)	80口 (800万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)	140口 (1,400万円)
30~39歳	60口 (600万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)	180口 (1,800万円)	200口 (2,000万円)
40~49歳	90口 (900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
50歳以上	100口 (1,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)

()内の金額は最大保障額

- 住宅・家財合わせて50口以上の加入が必要です。(住宅・家財それぞれの最小口数は10口)
- 契約の発効は、入金日の翌日以降です。

加入できる物件

自家・借家 …組合員が生活の本拠地として居住している。
 ※「併用住宅」は20坪未満かつ居住面積より少ない建設業の事務所(店舗)または作業場を兼ねる場合に限り加入します。併用住宅で加入した場合でも事業用の家財は保障対象となりません。

貸家 …組合員等が所有し、居住用に貸している。
 ※寮・社宅・寄宿舎等は加入できません。(加入時、確認書が必要)

別棟・別荘 …組合員等が所有し、親族が居住している。または、月1回以上使用しているか、管理会社に管理委託している。(加入時、写真&申告書が必要)

新築・増築 …組合員個人が元請負人となり建築している。
 ※完成引渡しまでの間(1年以内)工事済部分を保障します。(加入時、申告書が必要)

事務所・作業場 …組合員等が個人で所有し使用している建設業の事務所・作業場。

※借りたり貸したりしているものは対象外です。(加入時、写真&申告書が必要)

●法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん火災共済では保障できません。加入できない物件は東京都火災共済協同組合の制度をご紹介します。

どけん地震共済

火災共済に加入している
 本人居住の1物件のみ加入できます

加入上限と最大保障額(木造等1口165円・鉄筋1口100円)

	自家	借家
加入上限 最大保障額	火災口数かつ 240口 まで (最大1,200万円保障)	40口 (最大200万円保障)

- 加入口数は、火災共済の口数範囲内で自由に設定できます。
 - 契約者は組合員本人に限り加入します。
 - 1物件1契約のみ。(複数の組合員で火災共済の契約をわけて加入している場合でも、地震共済に加入できるのは1契約のみです)
 - 口座の登録が必要です。
 - 自主共済のため所得税等の控除対象となりません。
- 住宅・家財合わせて40口以上の加入が必要です。(住宅・家財それぞれの最小口数は10口) 上限:住宅200口。家財40口。
 ●契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。